

〔事案 27-112〕 年金額割増請求

・平成 27 年 12 月 2 日 裁定終了

<事案の概要>

一方的な予定利率の引下げに同意できないことを理由に、契約時の予定利率にもとづいた年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 62 年 7 月に契約した財形年金積立保険について、以下の理由により、予定利率引下げは無効であるので、契約時の予定利率にもとづいた年金を支払ってほしい。

- (1)設計書には、積立配当金による「増額年金」について、将来増減する可能性がある旨が記載されているが、「基本となる年金」に関しては同様の注意文言がない。また、市場金利の変動により予定利率が将来引き下げられる可能性があることについて説明を受けたこともない。
- (2)企業保険では、約款に「経済変動など」により予定利率が引き下げられることが明記されているが、財形保険では「財形法の改正その他の事情の変更」としか定められておらず、市場金利の変動を理由とする予定利率の変更は認められない。
- (3)仮に、市場金利の変動が「財形法の改正その他の事情の変更」に含まれ得るとしても、金利の変動幅は予測の範囲内であり、事情変更の要件を満たさない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)予定利率の引下げは、約款にもとづき、当時の市場金利の大幅な低下等を踏まえ、主務官庁の認可を得て実施したものであって、当社の取扱いに問題はない。
- (2)設計書には「基本となる年金」について、将来変動する旨の記載がないが、約款において予定利率を変更することが認められている以上、同変更の効果を妨げるものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、募集人の説明内容や保険会社の対応に不適切な点があったかどうかなどの状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、市中金利の低下は、本件約款が規定する「財形法の改正その他の事情の変更」に該当し、基本年金額（予定利率）の変更は無効であるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。